

政治的言説としての「トーリー」：その意味・効果・限界 (1679-1830)

渡 邊 容 一 郎*

1. はじめに

拙稿「イギリス保守党における『保守』党ラベル導入の経緯と背景」(『政経研究』第62巻 第1・2号、日本大学法学会、2025年)で筆者は、1830年代前半、いわゆる「トーリー」(Tory)陣営の庶民院議員たちが「保守」(Conservative)という現在の党ラベルを次第に用いるようになった経緯や背景を考察した。その結果、第一次選挙法改正(the First Reform Act)実現(1832年)前の1830年にトーリー系季刊雑誌『クォーターリー・レビュー』(*The Quarterly Review*)掲載の匿名論文の中で「保守」党ラベル(党名)使用が奨励されていた事実から、以下の点が明らかとなった(同上:1-40)。

- ・一般のイメージと異なり、第一次選挙法改正をめぐる政争に改正反対派(いわゆるトーリー陣営)が敗北した結果ないし余波で「保守」党ラベルが初登場したわけではない。
- ・「保守」党ラベルの導入は、首相ピール(Robert Peel)ら指導者側から、すなわち「上から」の指示によるものではなく、上記季刊雑誌に代表される政治ジャーナリズムの分野から、言い換えれば院内政党の「外から」の動きによるものだった。
- ・1830年代当時、「保守」という言葉には、旧来の呼称「トーリー」以上に新しく包括的なイメージが伴っていた。そのため、政争と総選挙「二重の敗北」で数十年ぶりの野党暮らしを余儀なくされたトーリー党(the Tories)からすれば、政敵ホイッグ党(the Whigs)の穏健派ないし右派も包摂可能、つまり念願の党勢拡大・政権復帰も実現可能というメリットがあった。

では、「保守」党ラベル登場以前の旧称「トーリー」には、いかなる意味、いかなる政治的効果があり、そして1830年当時いかなる限界や問題点があったのか。これらについては必ずしも明確ではない。また、「保守」や「リベラル」のように「諸政党が支持をまとめあげたり、動員したりする目的で使用した言葉に関する研究は、イギリス政治史の中でも研究されていない分野」(A. Hawkins 2018: 253)とされている。

そこで本稿は、当時用いられた「トーリー」という言葉を一つの政治的言説(political discourse)として捉え、近代イギリス保守党史におけるその意味、効果、そして限界について考察する。

より具体的には、(1)政治的言説として見た場合、「トーリー」は——「ホイッグ」(Whig)と比較して——いかなる意味を持つのか、(2)「トーリー」という呼称が政治的言説となったのはい

*わたなべ よういちろう 日本大学法学部政治経済学科 教授

つ、いかなる事情によるものなのか、また当時、「トーリー」という言葉にはいかなる政治的効果があったのか、さらには、(3)「トーリー」という党ラベルにいつ、どうして問題が生じたのか。本稿では、主にこれら3つの点について、歴史的側面（経緯と背景）からアプローチしていく。

このように「党ラベル」という新たな視座から分析を試みることによって、初期イギリス保守党史研究への一助にすることを本稿全体の目標としたい。

2. 政治的言説「トーリー」の初出——その意味と政治的背景

「ひとまとまりの現実の言語表現」を意味する‘discourse’を「言説」と訳す場合、それは単なる個人の発話を超えて、外部から方向づけたり影響を与えたりする意味のまとまり（鈴木聡志、大橋靖史、能智正博 2015：13）を指す。したがって政治的言説とは、主として個人や集団が政治的方向づけや影響力強化を目的に発信する言葉や文章、表象などを意味することになる。それゆえ「○○」党といった党ラベルもまた、広い意味で政治的言説に含まれるといえよう。

さらに政治的言説には、意思決定を伝達し相手の行動を促し、秩序を更新するか補強することによって政治的な秩序を組織化する機能がある。それゆえ、「決める」「動かす」「まとめる」各行為に利用可能な言説こそ政治的言説（栗原彬 1989：28）となるのである。

本章では、まず「トーリー」や「ホイッグ」という言葉の意味を明らかにするとともに、これらが現出（初登場）した当時の政治的背景を時系列的に叙述する。そうしたうえで、「トーリー」という言葉特有の政治的意味を明らかにしていきたい。

周知のように「トーリー」「ホイッグ」という言葉は、元来、ある政治的争点（political issue）をめぐる政争において相手側を罵倒する「悪口」であった。ところがしばらくするうちに、罵倒された側も、自らの政治的立場を示す言葉として用いるようになったとされる。

ちなみに「トーリー」は、無法者や強盗という意味を持つアイルランド語の‘toraidhe’に由来する言葉である。一方「ホイッグ」とは、牛追いを意味するスコットランドの言葉‘whiggamore’の短縮表現で、転じて過激反乱分子を指すようになった（松村赴、富田虎男2000：749, 812-813）。

では、イギリス政治の世界にこれら2つの言葉を現出させた政治的争点とは一体何だったのか。

それは、当時の国王チャールズ2世（Charles II）の実弟で王位継承最有力候補者ヨーク公、のちのジェームズ2世（James II）がカトリック（旧）教徒だったため、彼を王位継承候補から排除するべく1679年に提出された「王位継承排除法案」（Exclusion Bill）の賛否である。この法案を議会に提出し賛成の立場を表明したのは、当時「地方党」（country party）と呼ばれた議員集団であった。一方、程度の差こそあれ同法案に否定的な態度を示していた議員集団は、「宮廷党」（court party）と呼ばれていた。

1660年の王政復古実現によってチャールズ2世が政務を開始して以来、その大臣団を支えた中心人物がクラレンドン伯（Edward Hyde, 1st Earl of Clarendon）とシャフツベリ伯（Anthony Ashley Cooper, 1st Earl of Shaftesbury）の2人である。クラレンドンが、清教徒革命と呼ばれる内乱時（1642-49）に騎士派（Cavaliers）とも称された王党派・国教徒の流れを汲むのに対し、シャフツベリは、議会派の穏健派で、事実上王政復古を実現させた長老派（Presbyterians）の指導者として非国教徒を代表する立場にあった。ここから、かつての「王党派 対 議会派」に加え

「国教徒 対 非国教徒」という宗派对立の構図が、内乱・共和政終了後も残っていたことがうかがえる。

王政復古によって「復活」し国政の舞台となった、‘国王に従順’という意味の「騎士」議会（Cavalier Parliament：1661－1679）で多数派、つまり与党的立場にあったクラレンドンと騎士派議員たちは、国教会体制再建と国教徒主導を目的に「クラレンドン法典」（Clarendon Code）と呼ばれる一連の非国教徒抑圧諸法⁽¹⁾を成立させた。そしてこの間、少数派で野党的立場に追い込まれていた長老派議員たちは新興地主や大商人、下層中産層にそのネットワークを広げていくこととなる。

その後、1667年にクラレンドンが失脚すると、大臣5人の氏名の頭文字が「陰謀団」を意味する‘cabal’と偶然同じだったことから、若干批判的な意味合いも込めて「カバル」（C・A・B・A・L）と呼ばれた一種の連合政権⁽²⁾が成立した。これは院内各派の寄せ集めで、そのリーダー格に前述のシャフツベリ（反・騎士派）が就任している。

こうした動きに対抗し、国教会の首長でありながらカトリック教徒になりつつあったチャールズ2世は、外交面で「親・フランス、反・オランダ」政策（親・カトリック政策）を強行した。その結果、国教徒優位の騎士議会主導で1673年に成立したのが——中央の職員から非国教徒を追放し、国王に仕えるカトリック系貴族をその官職から追放する内容の——「審査法」（Test Act）である。それに伴い2人のカトリック系大臣が政権から追放されるとカバル政権は崩壊し、チャールズ2世は騎士派の指導者ダンビー伯（Thomas Osborne, 1st Earl of Danby）を筆頭大臣に登用した。

ダンビーの政策は、前述したクラレンドンの政策を概ね継承するもので、「反・フランス、親・オランダ」外交（親・プロテスタント政策）と非国教徒抑圧策をその特徴としていた。一方、反・ダンビー派シャフツベリの策動で1679年1月に騎士議会が解散されると、今度は民権派議員を中心とする新議会が誕生し、シャフツベリが政府の主導権を掌握した。その結果、臣民への行政的禁錮や不法拘束などを禁ずる「人身保護法」（Habeas Corpus Act）が成立する。

以上のように、クラレンドン⇒シャフツベリ⇒ダンビー⇒シャフツベリという政権交代の結果、1679年頃、ダンビーら騎士派（王権派）は宮廷党を、シャフツベリら民権派は地方党をそれぞれ結成するようになった。そして、既述の王位継承排除法案が地方党議員によって提出されたのである。

王位継承排除法案を提出・支持した地方党議員の狙いは、憲法上王位継承者は確かに王弟ヨーク公かもしれないが、兄王チャールズ2世以上に「カトリック教徒」であることを公言して憚らないヨーク公より、国王の庶子ではあるがプロテスタントのモンマス公を次期国王とすることにある。カトリック教徒が王位に就くのを阻止することで、議会の立場を、ひいては臣民の市民的・宗教的自由を護ることにつながると考えていたからであった。

一方、宮廷党側は、たとえ（親・フランス的で、当時の反動専制君主に多い）カトリック教徒だとしても、ヨーク公こそ合法的かつ正統な王位継承者である以上、彼の王位継承を認めることが臣下（議員）として当然の義務と考え、彼の死後プロテスタントのメアリ（のちのMary II）とアン（のちのAnne女王）姉妹を王位継承者に据えようとしていた。以上の経緯と事情から、当時のイングランドにおいて、かつて「流血のメアリ」（Bloody Mary）と綽名されたチューダー朝専制君主メアリ1世（在位：1553－58）を想起させるカトリック教徒国王が、100年以上の時を経て、自

由を望む議会や国民からいかに忌み嫌われていたかが読み取れる。

結局、王位継承排除法案が成立することはなかった。同法案が庶民院通過後に貴族院で否決されると、国王は議会を強行解散したため国内はこれに反発して不穏な情勢となった。総選挙の結果地方党の圧勝となり、この結果に不満のチャールズ2世は国王大権（prerogative）を笠に総選挙後の新議会召集を拒絶した。すると、地方党議員たちは新議会の召集を国王に「請願」したので「請願者」（Petitioners）と呼ばれ、これに反発した宮廷党議員たちは、そうした請願とそれに基づく新議会召集を国王大権への干渉行為として「嫌悪」したので「嫌悪者」（Abhorrrers）と呼ばれるようになった。その結果、前述したように、お互いを罵り合う言葉・悪口として前者が「ホイッグ」、後者が「トーリー」と呼ばれるようになったのである。

以上の経緯と背景から明らかなのは、当時の政争を通じて現出した「トーリー」には——「ホイッグ」⁽³⁾同様——単なる「悪口」である以上に、もっと深い政治的宗派的な意味が伴っていたという事実である。つまり、本来相手を罵る言葉として世に出た「トーリー」には、（反動的専制君主のイメージがつきまとうカトリック教徒の国王には賛成しかねるが、それでも）王位継承問題に関して国王のみに認められた特権、すなわち「国王大権」は神聖不可侵で尊重されるべきという政治的意味合いやメッセージが込められていたことがわかる。

こうした分析結果をさらに補強してくれるのが、イギリス保守党史研究の泰斗で歴史家のブレーク（Robert Blake）である。ブレークによれば、「トーリー」はアイルランド・カトリックの無法者の名前で、王位の正統な継承者なら、たとえローマ（引用者註：ローマ・カトリック教会）と密着していても王位に就くのがよいとした者に対して用いられた（R. Blake 1988=1979：8=20）とされる。

このように、おそらく従前から存在したであろう「トーリー」という言葉は、1680年頃の王位継承排除法案をめぐる政争を通じて政界に現出し、しかも本来相手に対する「悪口」でありながら一種の政治用語ないしレッテルとして用いられるようになった。そして既にこの時点で「トーリー」は、「正統な国王とその国王大権の尊重・擁護派」を意味しており、そのアイデンティティも共有可能な政治的言説だったことが確認できた。

次章においては、1688年にトーリー、ホイッグ両陣営のいわば共同作業で実現した名誉革命以後、すなわち議会主権確立後の18世紀にスポットを当てて、登場したばかりの「トーリー」なる政治的言説がいかなる展開をとげたのか見ていくことにしよう。

3. 18世紀の「トーリー」——「党ラベル」というより一連の「態度」として

17世紀後半の初出以来、政治的言説としての「トーリー」は、18世紀を通じて議会政治の発達とともに党ラベルとして用いられ、そのまま定着したと一般には思われている。

果たしてそうなのだろうか。18世紀イギリス政治史を綿密に調べると、「ホイッグ」はともかく、「トーリー」に関しては、党ラベルとしてはあまり用いられなくなっていたといわざるを得ない。

そこで本章では、その理由を時系列的に解明するとともに、18世紀当時において、政治的言説としての「トーリー」がいかなる政治的効果を有していたのかについても考察していく。

名誉革命の実現から1714年にかけて、すなわち立憲君主2代（3人）が君臨した後期スチュアート

朝のイギリス政治で注目されるのは、「仲間内」という意味のスペイン語に由来する「ジャンタ」(Junto) と呼ばれた与党系ホイッグ貴族数名が政権を担った点であろう。これがイギリス憲政史上初のホイッグ「一党派単独内閣」だったからである。

既述のように名誉革命はトーリー、ホイッグ両陣営の協働によって実現を見たが、実際はどちらかというところホイッグのほうがより積極的だったといえる。一方、後述する理由でトーリー側は、若干自己嫌悪に陥ったり、内部分裂に見舞われたりする状況にあった。

対仏戦争の遂行という点でウィリアム3世 (William III) と思惑や利害関係が一致したホイッグ側は、ジャンタ内閣の下で割と高い凝集性を誇った。次のアン女王は熱心な国教徒ゆえ、このホイッグ・ジャンタを嫌悪していたとされるが、いずれにせよこの時期のトーリー党は、その勢いや影響力が従前と比較してやや低下気味だったといわざるを得ない。これに対してホイッグ党は、継嗣無き状態で1714年にアン女王が亡くなると、「王位継承法」(Act of Settlement⁽⁴⁾) に基づき、ドイツ・ハノーヴァー家出身のジョージ1世 (George I) を即位させ、ハノーヴァー王朝が始まった。そして、次のジョージ2世 (George II) が死去する1760年までの46年間で責任内閣制の萌芽——いわゆるウォルポール (Robert Walpole) 時代 (1721-42) の到来——が見られたと同時に、国民の多数派にも支持された「ホイッグ寡頭制」もしくは「ホイッグ優位時代」が展開されることになる。

こうした状況下でトーリー側は、ホイッグ優位の陰で分裂し、「不遇の時代」に入ったといつてよい。とりわけこの時期、トーリー議員の中でも、名誉革命によって廃位となったジェームズ2世やその子孫 (とその正統性) を支持し、その復位を謀ろうとした少数勢力が——ジェームズのラテン語形 Jacobs に由来して——ジャコバイト (Jacobite) と呼ばれ、各地で数回反乱を起こしたり、新国王ウィリアム3世やジョージ1世の正統性を認めなかったりした。その結果、トーリー陣営全体が、ホイッグ優位の国王政府側から謀反人ないし反政府の烙印を押されるようになったからである。ジャコバイトはトーリー関係者の多数派ではなかったが、カトリック教徒で反動化したジェームズ2世が国民から嫌われていたことも手伝って、彼を支持するジャコバイトが総選挙その他の面で拒絶反応を示された可能性は少なくない。そうした状況だったからこそ、ホイッグ優位時代が実現したともいえる (渡辺 2009 : 38-39)。

このようにジョージ1世およびジョージ2世時代 (1714-60) のトーリー陣営は、大体において政権から遠ざけられていたとされることが多い。では、「トーリー」という党ラベルについてはどうだったのであろうか。

この時代のトーリー党を研究したコリー (Linda Colley) によると、この時期のトーリー党は「裏切り者のジャコバイト」「政治的には中立の無所属議員 (Independents) 集団」というレッテルを貼られていたので表立っての団結は憚られていた可能性が高い (L. Colley 1982 : 53, 82) とされる。したがって、「18世紀中葉、第一線の政治家は、単なる特殊な合言葉、陳腐な文句ということで『トーリー』という形容詞や『トーリー党』という名称を用いることはなかったが、そうした用語でも、院内で認識可能な1つの一貫したグループにつけられることはあった」(ibid. : 82) と述べている。

そうだとすれば、この時期の政治的言説「トーリー」は、積極的に自称できる「党ラベル」ではなく、特定の政治的争点をめぐる「一貫した固有の態度」につけられた「レッテル」ないし「呼

称」と見ることができよう。つまりこの当時トーリー議員の多くは、組織的に団結した一つの党として活動していたとはいえない。むしろ政治的言説としての「トーリー」は、国王大権や国教会問題、あるいは議会改革など特定の政治的争点をめぐる——具体的には院内採決や演説などで示された——一連の「態度」やその「表象」、もしくはプリンシプル (principle) という形で細々と受け継がれてきたのではないかと思われるのである。

こうした傾向は、1760年のジョージ3世 (George III) 即位によって、激変とはいかないまでもやや変質していくことになる。先代や先々代とは異なりイギリス生まれの王位継承者として育ったジョージ3世は、前の2代で弱体化した王権 (国王大権) を本来の姿に戻したいと思っていたフシがある。そこで自ら積極的な政治介入を試みるものの、議会政治をまったく無視するわけにもいかなないので、院内で自分を支持してくれる議員のグループを結成した。ちなみに、20世紀初頭のイギリス保守党政治家で保守主義に関する著作もあるセシル (Hugh Cecil) は、他の歴代国王とは異なり、ジョージ3世については1人の政党指導者として見るべきとしている (H. Cecil 1912 : 34-35=24)。

こうして、国王直々の肝煎で結成され、1760年代から80年代頃まで存在した院内集団が「王の友」(King's Friends) である。では、この「王の友」は、自らのアイデンティティを示すため公式に「トーリー」を名乗ったのであろうか。

「王の友」メンバーの大半はトーリー陣営の議員だったとされるが、当のジョージ3世自身が「国王は党派に拘らず大臣を自由に選定すべき」という考えの持主だった。また、「王の友」には政局安定のため真剣に王権強化を唱えた者も居たが、その大半は官職目当てや立身出世のため国王を支持したにすぎない「プレスマン」(Placeman) と呼ばれる御用議員だった。そのうえ、決まった指導者もなく、共通のポリシーの下で常に一致団結していたわけでもなかった (松村、富田2000 : 395) とされている。それゆえ、その立場から「トーリー」と称されることもあるにせよ、「王の友」の議員たち全員が自ら進んで「トーリー」を名乗ったという確かな証拠はない。

これと同じく、1780年代初頭にトーリー党を再建し、当時「保守」党という名称は存在しなかったにせよ事実上の初代保守党党首と呼んで差し支えない (Cecil 1912 : 64=55) 小ピット (William Pitt, the Younger) も、常に「ホイッグ」と自称していた (Blake 1988=1979 : 9=21) とされている。その主な理由として、上述したように「トーリー」にネガティブなイメージが伴っていたことに加え、「ホイッグ」イコール「国王の政府に従順」という意識がまだ払拭されていなかった可能性——要するに、事実上「ホイッグ」と称する議員がケース・バイ・ケースで「与党」になったり「野党」になったりしていたこと——などが考えられる。

いずれにしても、「王の友」や、小ピットという当時の「トーリー」を象徴する政治家からもわかるように、ジョージ3世時代 (1760-1820) に入ってもなお、「トーリー」という党ラベルは一般化していなかった可能性が高い。ちなみにブレイクによれば、小ピットが死去した1806年頃まで、庶民院で最もよく使われた、「トーリー」「ホイッグ」を意味する呼称は小ピット派 (Pittites) とフォックス派 (Foxites) であった。また、次章において詳しく検討するが、旧小ピット陣営において初めて自分を「トーリー」と称した政治家の1人は、自由主義的な外交政策で知られる首相 (1827年) のカニング (George Canning) であった。さらに、19世紀前半のトーリー党を代表する政治家ピールでさえ、自分を「トーリーかもしれない」と発言したのは、内務大臣を辞任する際の

議会演説（1827年）でのたった1回のみとされている。しかしそれでも1830年頃になると、「トーリー」も「ホイッグ」も明確な意味を持つてごく普通に使われるようになっていた（ibid. : 9=21）のである。

以上の点からすれば、18世紀の大半において、政治的言説としての「トーリー」には、それを用いるべき当人たちからしても、明確な意味やメリットを有する「党ラベル」としての効果はそれほど大きくなかったといわざるを得ない。18世紀を通じてこの「トーリー」という政治的言説に何らかの政治的な効果があったとすれば、国王大権や国教会、国家構造改革などをめぐる議論や政争の中で、急激な改革には反対する、つまりは「反・ホイッグ」ともいうべき一連の「態度」を示すことができる言葉もしくは表象としての意味だけは残っていたという点であろう。

したがって、この時代の政治的言説「トーリー」は、ホイッグ側に対抗する議員集団の党ラベルとして必ずしも認識されていたわけではない。むしろ「1つの独特なイデオロギー的存在」（Colley 1982 : 23-24）として認識され、その姿勢ないしあり方を端的に示せる言説という意味での政治的効果だけが——17世紀末以来かろうじて——残っていたと考えるべきである。

4. 党ラベル「トーリー」の復活——1820年代の政党史的意義

前章において筆者は、なかば通説化しているブレイクの所論を引用して、旧小ピット陣営で初めて自分を「トーリー」と称した政治家の1人がカニングであること、ピールが「トーリー」を公式に自称したのは1回のみ（1827年）ということ、それでも1830年頃には「トーリー」も「ホイッグ」も明確な意味を持ち、ごく普通に使われるようになっていたことについて言及した。

こうした説明に基づけば、政治的言説としての「トーリー」が党ラベルとして認識されたり使用されたりするようになった時期、すなわち党名ないし呼称としてそれが「復活」した時期を「1820年代」に求めることも可能ではないかと思われる。

そこで本章では、当事者の言動に関する一次史料を分析し、政治的言説「トーリー」再登場（復活）の確認作業を行うとともに、イギリス政党史における「1820年代の意義」についても明らかにしてみたい。

まず、旧小ピット陣営の庶民院議員の中で、それまであまり使われていなかった「トーリー」を自称した最初の有力政治家の1人とされるカニングについて検討してみよう。今回、1826年以前のカニングが「トーリー」と自称したか否かについて、確実な証拠を見出すことはできなかった。とはいえ、カニングが1827年4月の時点で少なくとも自陣営を「トーリー」と認識していたことだけは確認できる。

1812年から首相として長くトーリー政権を担ってきた第2代リヴァプール伯（Robert Banks Jenkinson, 2nd Earl of Liverpool）が病に倒れた1827年1月、国王ジョージ4世（George IV）は悩んだ末、自由主義的な外相カニングを後任の首相に任命した（カニング内閣：1827年4月～8月）。当時カニングは、カニング派（Canningite）という20～30名程度の議員集団を率いていたが、トーリー陣営全体のリーダーというわけではなかった。政界入りして小ピットの薫陶を受け、カトリック教徒解放⁽⁵⁾を支持しつつも議会改革に反対していたカニングは、カトリック教徒解放にも反対するピールなど穏健派や（Ultras, High Tories などと呼ばれる）極右派⁽⁶⁾のトーリー議員たちと距離を置

くようになっていた。そのため国王は、1827年4月12日、組閣を命じても院内の十分な支持を得られるのかカニングに下問している。これに対しカニングは、ホイッグ陣営の支援を当てにできると答え、こう続けた。

「陛下、陛下の父君（引用者註：先代のジョージ3世）はホイッグ党支配（the domination of the Whigs）を打ち破ってくださいました。今度は陛下がトーリー党支配（that of the Tories）を耐え忍ぶことの無いよう願っております。」（W. Hinde 1989：443）（下線 引用者）

このカニングの返答が、本人が初めて「トーリー」と名乗った瞬間だったかどうかはもちろん定かではない。ただ事実として言えるのは、カニング自身、1827年4月の時点で自陣営を「トーリー」と認識し、そのように述べていたという点である。加えて、カニングは、自分と「ホイッグ」との違いや共通点を、それなりに自覚していたともいえるだろう。

さらに、当時のカニングやピールのような幹部議員（front-benchers）クラスだけではなく、一般議員（back-benchers）クラスでも、「トーリー」を党ラベルや政権の性格を表す政治的言説として用いていた事例が、この時期見受けられる。

1827年3月、先述のとおりジョージ4世がリヴァプール首相の後任人事を検討していた頃、国王の私的アドバイザーで庶民院議員のラシントン（S. R. Lushington）は、ある書簡の中で次のように書き記している。

「加えて、私が信じるのは、目下のところ、この難題から国王を救える力があるのはカニング氏以外誰も居ないという点だ。（中略）リヴァプールはカニング氏を後継者の第一候補と考えていたわけだが、その一方で、政権樹立という点では、急進派－ホイッグ連合（a Radical-Whig）勝利を確実に招く党内混乱によって自滅でもしない限り、直ちにピール氏の有能な手腕によってトーリー政権（the Tory Government）が運営されるに違いない。」（‘Mr. S. R. Lushington, M. P., to Sir W. Knighton. March 1827’, C. S. Parker 1990：455）（下線 引用者）

19世紀イギリス政治史を研究しているホーキンス（Angus Hawkins）は、「政府を支持するバックベンチャーの一部が、『政府与党支持者／与党議員』（‘ministerialists’）に替えてトーリー党（Tories）と自ら名乗り始めたのは1827年だった」（A. Hawkins 2015：68）と述べている。ただホーキンスはその背景や根拠を示していないが、上述したラシントン書簡を見る限り、1820年代末頃から「トーリー」を政治的言説や党ラベルとして用いる一般議員が出てきたとしても不思議ではない。

次に、ピールのケースを検討してみよう。

ピール自身、（意外にも）自らを「トーリー」とすると公の場で発言したのは、既述のとおり、カニングの首相就任に反発し、リヴァプール内閣時代から引き受けていた内相を辞任する理由について述べた議会演説（1827年5月1日）の1回のみである（Blake 1988=1979：9=21）。その中でピールは、内相としての実績（自由主義的な刑事政策の導入など）を強調しつつ、多少皮肉を込め

て次のように吐露している。

「私はトーリー (a Tory) かもしれない——私は反自由主義者 (an illiberal) かもしれない——しかし私が初めて内務大臣に就任したとき、臣民の自由をものすごく制限する異様な法律があった事実は否定できないし、その後、そうした法律が撤廃されたという事実も否定できないのである。私はトーリーだったとしても、私の名を付した法律に、刑法の厳罰主義を少しでも和らげたい、刑法の厳格な濫用を少しでも阻止したい、あるいは公平な刑法適用範囲を少しでも保ちたいという意図の無いものは1つとして無いことを知って、私はさらに満足を感じるものである。」(*The Speeches of the Late Right Honourable Sir Robert Peel, Bart. Delivered in the House of Commons., vol. I, from 1810 to 1829.* 1972 : 509) (下線引用者)

この演説から、1827年当時、世間では「トーリー」イコール「反自由主義」という意味合いが込められていて、それと同時に政治的言説としても復活ないし用いられていた——当のピールは、それでも自分は一ベラルな政策を実現したと強調しているが——事実を読み取ることができる。

そして、その3年後、「1. はじめに」で触れたとおり、1830年1月の『クォーターリー・レビュー』に「保守」党ラベル使用を奨励する匿名論文が掲載され、こう主張されるに至るのである。

「われわれは、本当にどうでもいい党派的争いを軽蔑し忌み嫌っているが、トーリーと呼ばれている党には、これまでどおり常に、断然、心の底から愛着を感じており、それは保守党と呼ばれるほうがより適切であろう。(中略) だから我々は次のように明言するのをいささかも躊躇うものではない。トーリー主義者のほとんど圧倒的多数は、その部下や仲間と同じく、慎重で無理のない程度の現状改良ならば、それがどんなものであれ促進したがついていて……。」(*'Internal Policy', The Quarterly Review, vol. 42, January and March 1830 : 276-277*)

イギリス政党史においては、一般に1830年代のほうが注目ないし重視されやすい。とりわけ1832年に、ホイッグ政治家グレー (Charles Grey, 2nd Earl Grey) が率いる、およそ40数年ぶりともいえるホイッグ主導政権 (グレー内閣：1830年11月～1834年7月) で実現した、中産階級上層部への選挙権拡大、いわゆる第一次選挙法改正のインパクトがきわめて大きいからである。

しかし、以上の考察を踏まえると、1820年代 (特に後半) の重要性や政党史的意義も存外軽視できないのではないかと考えられる。

そこで次章においては、イギリス1820年代の政党史的意義について、時代背景や重要な視点 (所論) を手がかりに、さらに検討してみることにしよう。

5. 党ラベル「トーリー」の復活とその政治的言説としての限界——2つの視点による考察

最後に本章では、イギリスの1820年代にさらにスポットを当てるため、(1) ポスト「財政＝軍事国家」体制、(2) 「政党」観の変質と「混合政体」の終焉、という2つの視点を手がかりに、政治的言説「トーリー」を取り巻く環境の変化と、その影響ないし問題点を考察していくことにしたい。

(1) ポスト「財政＝軍事国家」体制——トーリー主義の多様化

イギリス史関連用語の「財政＝軍事国家」(Fiscal-Military State)とは、1688年以降その軍事的な野心をイングランド銀行の融資で賄ったり、課税収入で支えたりする新しいタイプの国家である(J. Vernon 2025: 543)。したがって、いわゆる名誉革命体制(議会主権に基礎づけられたイギリス型立憲君主制)を別の角度から捉えた概念ということもできる。より具体的には、名誉革命以後のイギリスから見て2つの「敵」もしくは「脅威」とされた前述の「ジャコバイト」(対内的)と「絶対王政フランス」(対外的)から国家・社会を護るため、たとえば海軍力増強などを目的として構築された体制である。それゆえ、財政＝軍事国家体制(Fiscal-Military Regime)と言い換えてもよい。

財政＝軍事国家の財政面を支えた新しい手法は、イギリス政府による国債を通じてのデッドファイナンス(借入による資金調達)とされ、当時それを可能ならしめた大刷新は、①1694年のイングランド銀行創設、②税収を確保する中央集権的な消費税徴収システムや関税システム、そして③政府の透明性・公的説明責任(public accountability)の確保だった(ibid.: 8)。

本稿との関連で特に重要な意味を持つのは、③と考えられる。

まず、名誉革命以降イギリス政府が使う資金は「議会」の承認で手に入るかわりに、「議会」の審査も受けることになった。転じて名誉革命後のイギリス国家は、その財政面・軍事面を保証する融資のため政府自身がシティの債権者に依拠しなくてはならず、また政府による今後の信用創造も、公債がその正当性を担保するので、「そのガバナンスが健全か否か」という評判次第となってしまった。要するに、1債務者となったイギリス政府は、今やその債権者に政府財政の健全さを立証せねばならなくなり、その結果、行政面の透明性や公的な説明責任が今まで以上に重視されるようになった(ibid.: 8)のである。こうして、戦費調達「主役」(国債発行)と「脇役」(利払いのためにそれを支える税収)を車の両輪とするこの新しい財政システム・「財政＝軍事国家」体制は、対仏戦争継続の原動力となった(板倉 2020: 7-8, 270)。

ところがファルツ継承戦争(1688-97)からアメリカ独立戦争(1775-83)を経て、この「財政＝軍事国家」体制はカベにぶち当たる。多くのヨーロッパ大陸諸国では国家債務を「君主個人」が保証したので債務不履行になりやすかったのに対し、イギリスの場合は国家債務を「議会」が保証した関係で債務不履行はかなり困難といえた。対フランス革命(ナポレオン)戦争後もイギリス政府は国債発行を続ける一方、戦費などの調達はむしろ戦時増税によって賄われたため、必然的に納税者の負担と不満が大きくなったのである。

戦時増税にもかかわらず厳格な財政規律のおかげでイギリスは、1815年の対フランス革命(ナポレオン)戦争終結まで国家破産を辛くも回避できた(同上: 8, 13, 270, 277)。したがって、対フランス革命(ナポレオン)戦争が終了した1815年以降のイギリスは、ポスト「財政＝軍事国家」体制として位置づけることも可能といえよう。

このような背景を踏まえ、1815年以降、すなわちポスト「財政＝軍事国家」体制のトーリー陣営に眼を転じてみると、極右派の「ウルトラ・トーリー主義」(註の(6)を参照)とは異なる別の路線・戦略が生じたと考えられる。とりわけ1820年代頃から顕著となった自由主義の流れと納税者の負担・不満に応える形で現れた、カニングに代表される「リベラル路線のトーリー主義者」(liberal Tories) = 「リベラル・トーリー主義」と、貴族的温情主義の立場から労働者階級を保護しようと

する進歩的で「急進的なトーリー主義者」(radical Tories) = 「ラディカル・トーリー主義」がそれである。こうした変化や動きは、ポスト「財政＝軍事国家」体制におけるトーリー主義の多様化と呼ぶに相応しい。

ところが前者は、政治的言説としての「トーリー」を時代の変化に合わせようとした結果、逆にその「限界」も露呈させたといつてよい。1812年から1827年まで続いたリヴァプール政権が、その発足当初は「保守反動」的側面も多かった半面、1822年頃から全体的に「リベラル」化したのは、このリベラル・トーリー主義者の貢献が大である。彼らは、急進派やホイッグ左派の主張する過激な議会改革（選挙権の拡大）には共通して反対する一方、ポスト「財政＝軍事国家」体制の『維持』を目的に、一連の行政・司法プロセス『改革』——行政改革、健全財政、腐敗追放、刑法改革など——を主張し実行したからである。加えてこのことは、彼らが「市場における自由の拡大」も目指すようになった（E. Neil 2021：31-32）という点で、穏健なホイッグ議員たち（右派）とであれば「提携」、すなわち政界再編（新党結成）も可能であることを物語っていた。

このように1827年以降、同じ「トーリー」でも、その極右派以上に中間的で穏健な「リベラル・トーリー主義」が徐々に主役となっていき、従来の旧い「トーリー」は、たとえ復活しても時代に合わないネガティブな呼称となった可能性が高い。こうして、「トーリー」に「保守反動」ではなく「穏健改革」のイメージも新たに加える必要が生じた結果、政治的言説としての「トーリー」は自己矛盾に陥り、その「限界」(新党ラベルの必要性)も認識され出したのではないかと推察されるのである。

(2) 「政党」観の変質と「混合政体」の終焉——議院内閣制の現出

前述のホーキンスによれば、元来「徒党」と同義の‘party’という言葉がイギリスで使われるようになったのは14世紀で、17世紀の末頃、正式に1つの政治集団を指す言葉となり、そして1800年以降はイギリス政治の中心的存在になった（A. Hawkins 2018：247-248）。また、18世紀から受け継がれてきた、「政党」(party)という言葉につきまとう旧来のマイナスイメージのいくつかは、1827年になると消えて、その後復活することはなかった（R. Muir 2015：292）という指摘もある。

それまで「議員は国王陛下の大臣・臣下として国王の政府をサポートするのが当然」という認識が一般的だったイギリスはもちろん、アメリカやフランスでも、当初ネガティブだった「政党」観が19世紀初頭には現在に近い形へ変質していたことがうかがえる。このように、‘party’の必要性が一般に認識されるようになった点を1820年代イギリス政治の1つの特徴ないし変化と見ることは可能であろう。そうした流れに乗って1826年、「(トーリー) 政府の諸政策に反対する立場と、国家に対する自らの忠誠」を表明するため、ホイッグ側が作り出したのが、「国王陛下の反対党」(His Majesty’s Opposition) という新語であった（A. Hawkins 2015：68）。

では、このような変化や動きは政治的言説「トーリー」にいかなる影響ないし問題を生じせしめたのであろうか。この点について解明の手がかりを与えてくれるのが、前述のホーキンスが主張する、1830年代以降見られた、名誉革命を土台とする「混合政体」(mixed government) から「議院内閣制」(parliamentary government) へ、すなわち‘government by party’への転換である。

ホーキンスによれば、18世紀型混合政体は1790年代から1830年の間に消滅したのであり、その過程の中で（1828～36年の間に）統治手段としての「政党」が次第に認識されるようになった。混合

政体とは、文字どおり、ウェストミンスターにおける立法・行政・司法三権の幅広い融合、混合あるいはバランスを基調としながら、とりわけ議会主権を強調する18世紀イギリス型政治観念といえる。これが産業革命やフランス革命、そして一連の対フランス革命（ナポレオン）戦争などを通じて徐々に消滅していった（ibid. : 21-23, 35）とされるのである。このような見方は、先述のポスト「財政＝軍事国家」体制の現出とほぼ同時期でもあることから、1820年代イギリス政治の変容を示す概念としてきわめて有用であり興味深い。

混合政体の崩壊という「危機」を特徴づける諸要素としてホーキンスは、当時見られたいくつかの変化を挙げている（ibid. : 66-69）。政治的言説「トーリー」の限界という視座から見てとりわけ重要なのは国王大権の衰退（君主の影響力の低下）、貴族院に対する庶民院の優位、世論の影響力増大、そして正当化された多様な院内政党の現出であろう。換言すれば、保たれていた国家構造上のバランスが揺らぎ始めた結果、力点が構造内の一方の「極」（庶民院、政党、世論など）へシフトするようになったということでもある。そしてその成果こそ、いわゆる議院内閣制の定着に他ならない。

いずれにせよ、これらすべてが「トーリー」と呼ばれた政治集団にとって、あるいはまた「トーリー」という従来型政治的言説そのものにとって不利に作用する——しかし、のちの「自由党」を構成する急進派や自由主義者など反トーリー系政治集団や、「ホイッグ」という政治的言説には逆に有利に働く——のは必至である。その後の（1874年までのイギリス）政治史を紐解けばこの指摘も証明できるが、1830年以降こうした変化の流れは、1832年の第一次選挙法改正によってひとまず頂点に達することになる。

ただし本稿で筆者が強調したいのは、第一次選挙法改正の実現によってイギリス政治に初めて生じたとされる一連の変化、たとえば（1874年まで続く）ホイッグ／自由党優位とか中産階級上層部への選挙権拡大、登録協会の出現、クラブ政治の全盛といった通説化した事象ではない。それなりの意味を持つ政治的言説として復活したはずの「トーリー」が、この第一次選挙法改正によって、皮肉にも、もはや「狭く、旧く、使えない」言葉になってしまったということ。換言すれば、「保守」といった新しい党ラベルを導入する必要性が生じたという点である。

その背景の1つに、首相としてはピールの前任者で最後の「トーリー首相」とされることの多いウェリントン（Arthur Wellesley, 1st Duke of Wellington）が1830年11月2日の貴族院演説で行った「議会改革反対論」を指摘することができる。この演説でウェリントンは、グレーなど議会改革（選挙権拡大）を主張・要求する野党議員たちにこう言い切った。

「目下この国の代表者には資産家がかなり居られて、とりわけ地主が相当な影響力を持っている。かような状況において、私は、かの高貴な貴族のお方（引用者註：ホイッグ党のグレー）が言及された類の方策なら、それを前進させようとは思っていない。私としては、この種のかなる方策も前に進める用意がないばかりか、直ちにこう言いたいのである。私に関する限り、私が首相である限り、このような方策が誰かによって提案されたら、これに抵抗するのが私の義務だと信じてやまない。」（Chris Pope 2015 : 386）

この演説から13日後、ウェリントン内閣は総辞職して「反・ウェリントン＝議会改革支持派」の

グレーに組閣の大命が下った。そして、周知のように、このグレー内閣の下でいわゆる第一次選挙法改正が実現し、イギリス政治は新たな段階に入った。換言すれば、既述のとおり「混合政体の終焉とそれに替わる議院内閣制の発展」へと至る。

この議会改革をめぐる一連の政争において、アンチ・ウェリントン、アンチ・トーリーで改革にも好意的なホイッグ貴族主体のグレー内閣が、改革反対派議員集団を指す言葉として割と広く使用した党ラベルが「トーリー」であった。したがって、17世紀後半に「庶民院を横断し政敵が使った罵りの言葉、政治ラベルをここでまた採用するようになった」という事実は、院内討論のトーンが次第に激しく辛らつになっていったことを物語っていた」（A. Hawkins 2015：68）といえるであろう。こうして、党ラベルとしての「トーリー」は、19世紀初頭に「復活」したにもかかわらず、もはや事実上の「賞味期限切れ」になっていたといわざるを得ない。

このように、本稿のテーマから見た第一次選挙法改正の意義は、ホイッグ側が時代の変化に見合った改革・進歩派として評価ないし認識されることに成功した点に求められよう。逆の言い方をすれば、彼らは、政敵トーリー陣営を時代遅れの反動主義者として位置づけることに成功したということでもある（J. Chermley 2018：307）。

以上の考察を踏まえると、時代の流れや変化とともに、「トーリー」という政治的言説に旧来からつきまとう問題点が噴出してきたことは間違いない。とりわけ1820年代末に生じたさまざまな変化・出来事を通じて、政治的言説「トーリー」は復活した。しかし、皮肉にも、1830年代初頭になるや否や、上述した限界や問題点も同時に露呈させてしまったのである。

6. おわりに

本論での史的考察から、「トーリー」という呼称ないし党ラベルについては、さしあたり、以下の事柄が明らかとなった。

- (1) 元来、政敵を罵倒する言葉として用いられた「トーリー」には、当初から「国王大権尊重および擁護」という政治的意味が込められていた。それゆえ「トーリー」は、単なる悪口やニックネームではなく、王政復古（同時に議会の復古）に伴い登場した1つの政治集団としての姿勢やアイデンティティも共有可能な政治的言説となり得た。
- (2) 「トーリー」という呼称がそうした政治的言説となり得たのは、やはり1680年代以降である。具体的には、カトリック教徒の王位継承者（国教会首長候補者）を認めるか否かをめぐる宗派上の問題も伴う一連の政争を通じてであった。また「トーリー」という政治的言説は、国王大権や国教会に関する諸問題など特定の争点をめぐる一連の「態度」とその「表象」という形で、19世紀初頭まで細々と残存した。そうした点からすれば、18世紀における政治的言説としての「トーリー」には、「党ラベル」としてというより、「反・ホイッグ」「反・急進派」としての態度や立場を鮮明に示す役割や政治的効果があった。
- (3) 19世紀初頭、政治的言説としての「トーリー」は党ラベルとしてもそれなりに復活していた。しかし、復活と同時に、時代の流れや変化（ポスト「財政＝軍事国家」体制、混合政体の終焉など）に伴い、いわば自己矛盾に陥ったと考えられる。時代遅れで、おそらく求心力も弱くなった「トーリー」は、政治的言説としても党ラベルとしても、限界ないし問題点を

抱えるようになった。言い換えると、この時期、政治的言説・党ラベルとしての「トーリー」は事実上の「賞味期限切れ」を迎えていたといっても過言ではない。それゆえ1830年代、とりわけ1832年の第一次選挙法改正実現後の新しい政治情勢において、「トーリー」以上に包括的かつ魅力的で、しかも目新しい「保守」という政治的言説・党ラベルを用いる必要性が生じた可能性が高い。

とはいえ、「トーリー」陣営による「保守」の使用は、公式の党名変更ではない。正確には党ラベルとして「保守」も併用されるようになった結果、今日の「保守」という党名が徐々に定着したと考えられる。その意味では、「トーリー」党と「保守」党との間には、断絶ではなく連続性や発展性があると考えべきであろう。

それでもなお、政策を「決める」、議員たちを「動かす」、そして支持を「まとめる」という各行為に関する「トーリー」という政治的言説としての機能や利用価値は、1820年代末～1830年代初頭にかけて——「ホイッグ」と比較しても——相対的に低下していたといわざるを得ないのである。

今回の考察では、政治的プリンシプルないし政治的イデオロギーとしてのトーリー主義(Toryism)について深く論じることができなかった。また、「国王陛下の反対党」観念の生成という視座からの検討も残されており、今後の研究課題としたい。

(1) 騎士議会で成立した一連の、いわゆるクラレンドン法典を構成する法律は以下のとおり。

- ・地方自治体法(1661) …地方自治体職員を国教徒に限定

本論で言及した審査法も同法の延長線上に位置づけられる

- ・礼拝統一法(1662) …すべての聖職者に国教会祈祷書の承認を要求し、拒否した者は追放
- ・集会法(1664) …非国教徒4人以上による集会を禁止
- ・五マイル法(1665) …追放された聖職者はその教区から5マイル以上離れなければならない

以上の内容を見ても、王政復古実現後の主導権争いにおいて、「国教派」が「長老派」に全面勝利を取っていたことがわかる。

(2) 対オランダ戦争勃発を契機に常備軍を設置しようとしたクラレンドンが議会で批判され、退陣を余儀なくされた結果、新たに誕生したいわゆる「カバル」‘CABAL’政権(1667-73)メンバー5人の名前は以下のとおり。

Clifford Arlington Buckingham Ashley (シャフツベリ伯) Lauderdale

5人の頭文字を合わせると、奇しくも「陰謀団」を意味する「カバル」となったことで知られる。

(3) ちなみに、スコットランドの言葉で元来過激反乱分子を意味する「ホイッグ」の語源となった‘whiggamore’には、17世紀のスコットランドで長老派を維持するために盟約を結んだ人びとという意味がある。

また、本論でも言及した歴史家のブレイクによれば、「ホイッグ」は元来スコットランドのある馬泥棒の名前であった。最初は長老派の反乱分子を指す言葉として用いられ、その後王位継承排除法案をめぐる政争が生じた際に、今度は、ヨーク公を王位継承者から排除しようとしたシャフツベリとその企てを支持する者全員を指す言葉になったとされる(R. Blake 1988=1979: 8=20)。

このように「トーリー」「ホイッグ」という言葉の由来と意味を見てみると、イングランドでは「国教

徒」対「非国教徒（長老派）」という英国教会成立（16世紀）以来の宗派的対立が、いわば最大の政治的争点・対立軸を形成していたといえる。

- (4) 名誉革命後の1701年、立憲君主となったイギリス国王の王位継承資格や条件などを明文規定した王位継承法は、国王大権の濫用を議会が抑止するための1手段といえる。具体的には、国王と王位継承者の国教会所属・カトリック教徒との婚姻禁止・勝手な国外退去の禁止などを法制化した内容であった。
- (5) 清教徒革命とクロムウェル共和政（独立派の独裁）時代への反動に加え、ジェームズ2世によるカトリック強制策に対する反省から、王政復古から名誉革命後のイングランドでは、王政と国教会の再建に伴い国教会体制が確立した。その結果、議会で制定された上記の審査法や地方自治体法などを通じてカトリック教徒は中央・地方を問わず文武の公職から締め出され、その財産所有権や大学進学の手続きなども制限されることになった。そのため、これ以降、カトリック教徒の政治的社会的諸権利の回復運動が展開されるようになった。
- 「トーリー」という政治的立場は、原則として国王大権尊重（急進的な議会改革への反対）と国教会体制維持を基本とする。したがって、カニングなどカトリック教徒解放に理解を示す「リベラル・トーリー主義者」は、その面では相対的に「リベラル」な傾向の持主（トーリー左派）ということでもあり、穏健な諸改革に好意的なホイッグ穏健派（右派）議員とは相性がよかったといえる。
- (6) 同じ「トーリー」という政治的立場でも、伝統を重んじ、前近代的家父長制や保護貿易（農業・地主利益の保護）を支持し、国教会の主教権や儀式などを重視する高教会（High Church）派に多かった彼らは、改革はもちろん妥協や譲歩を一切拒否することが多かった。それゆえ「頑固な保守」的傾向の持主（トーリー極右派）、すなわち「ウルトラ・トーリー主義者」ということができる。
- (7) これに対し、国王ジョージ4世は「いや、そんなことをしたら地獄に落ちる」と返答している。
- (8) 周知のように、カニングなど一部を除くトーリー政治家の大半は、これまでカトリック教徒の解放に断固反対していた。それにもかかわらず、極右派の強い反対を押し切り、ウェリントン政権下で主にピールらの主導によって1828年に審査法を撤廃し、1829年にはカトリック教徒解放法（Catholic Emancipation Act）を成立させている。

引用・参考文献

- Angus Hawkins (2015) *Victorian Political Culture—‘Habits of Heart and Mind’*, Oxford : Oxford University Press
- Angus Hawkins (2018) “Political Parties” David Brown, Robert Crowcroft, and Gordon Pentland (eds.), *The Oxford Handbook of Modern British Political History, 1800-2000*, Oxford : Oxford University Press
- Chris Pope (2015) *Duke of Wellington : History that Changed the World*, Bookforces
- Edmund Neill (2021) *Conservatism*, Cambridge : Polity
- Hugh Cecil (1912=1979) *Conservatism*, London : Williams and Norgate. (柴田卓弘訳『保守主義とは何か』早稲田大学出版部)
- James Vernon (2025) *Modern Britain, 1750 to the Present*, second edition, Cambridge : Cambridge University Press
- John Charmley (2018) “Tories and Conservatives” D. Brown, R. Crowcroft, and G. Pentland (eds.), *The Oxford Handbook of Modern British Political History, 1800-2000*, Oxford : Oxford University Press

- Linda Colley (1982) *In Defiance of Oligarchy* — *The Tory Party 1714–60*, Cambridge : Cambridge University Press
- Robert Blake (1988 second impression = 1979) *The Conservative Party from Peel to Thatcher*, London : Fontana Press. (早川崇訳『英国保守党史』労働法令協会)
- The Speeches of the Late Right Honourable Sir Robert Peel, Bart., Delivered in the House of Commons., vol. I, from 1810 to 1829* (1972)
- Wendy Hinde (1989) *George Canning*, Oxford : Blackwell
- ‘Internal Policy’, *The Quarterly Review*, vol. 42, January and March 1830
- 大野真弓編 (1978) 『イギリス史』 山川出版社
- 板倉孝信 (2020) 『ポスト財政 = 軍事国家としての近代英国』 晃洋書房
- 栗原彬 (1989) 「政治的言説の構造——言語政治学による探求」『平和研究』 14巻 [chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.jstage.jst.go.jp/article/psaj/14/0/14_14005/_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/psaj/14/0/14_14005/_pdf/-char/ja) [2025年9月12日閲覧・確認]
- 鈴木聡志、大橋靖史、能智正博編著 (2015) 『ディスコースの心理学——質的研究の新たな可能性のために』 ミネルヴァ書房
- 松村尙、富田虎男編著 (2000) 『英米史辞典』 研究社
- 渡辺容一郎 (2009) 『イギリス・オポジションの研究——政権交代のあり方とオポジション力』 時潮社
- 渡辺容一郎 (2025) 「イギリス保守党における『保守』党ラベル導入の経緯と背景」『政経研究』 第62巻第1・2号 日本大学法学会